



労働組合は団体交渉を 申し入れる権利がある

賃金未払いで悩んでいても労働者は一人では 会社に団体交渉を申し入れることはできません。個人で話し合うぐらいです。しかし、労働組合に入れば団体交渉を申し入れることができます。この労働組合からの団体交渉の申し入れを、経営者は拒否できません。もし経営者が拒否すれば、労働組合法第7条2号の不当労働行為として労働委員会で救済されます。

また組合を作ろうとしたことや作ったことによって差別や不利益扱いを受けること、あるいは支配介入されることも不当労働行為です。

労働組合に入れば会社と団体交渉することができ、こうした会社の不当な行いを止めさせることができます。